

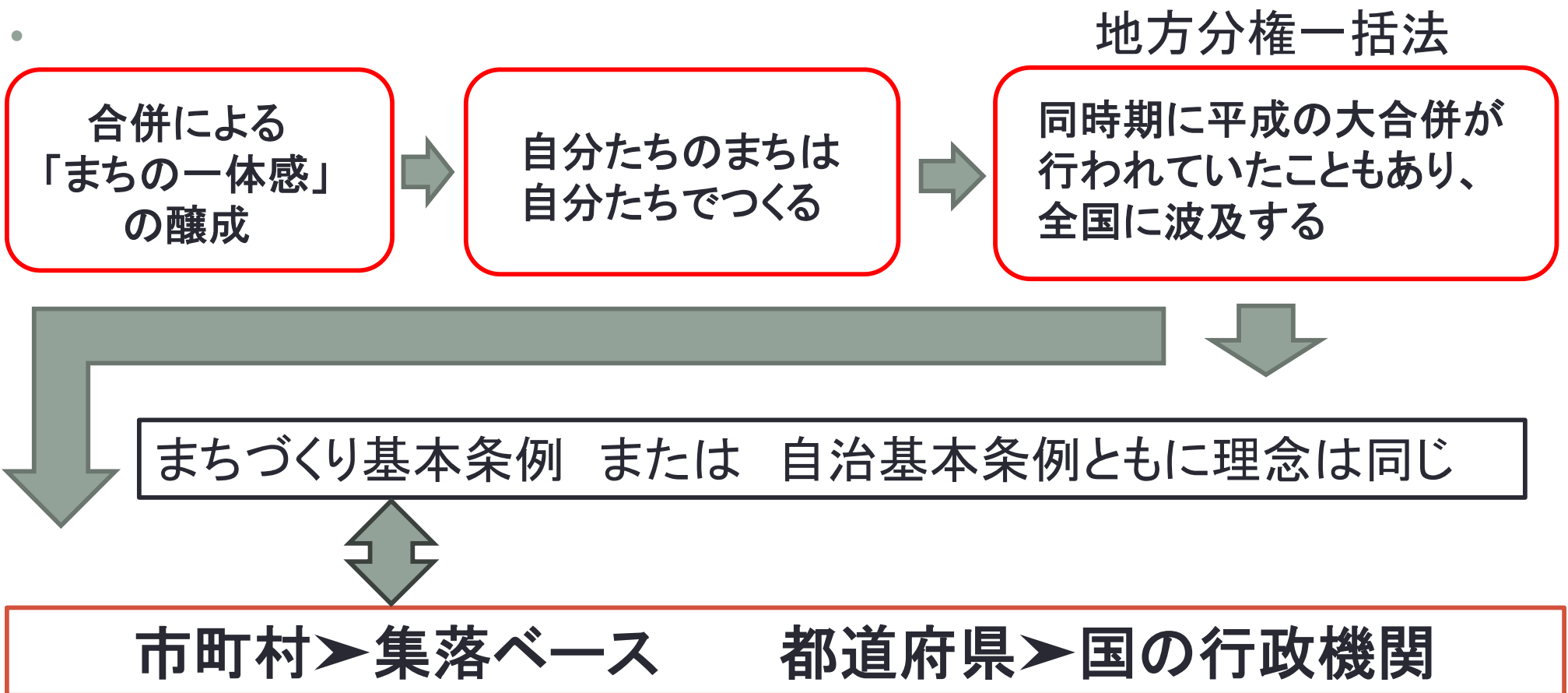
川口市の自治基本条例

- ・市民は自治の主体、市政の主人公 まちはみんなで作るもの
- ・「市民が幸せに暮らせる地域社会」を目指して

2026.2.26 更新 企画経営課長

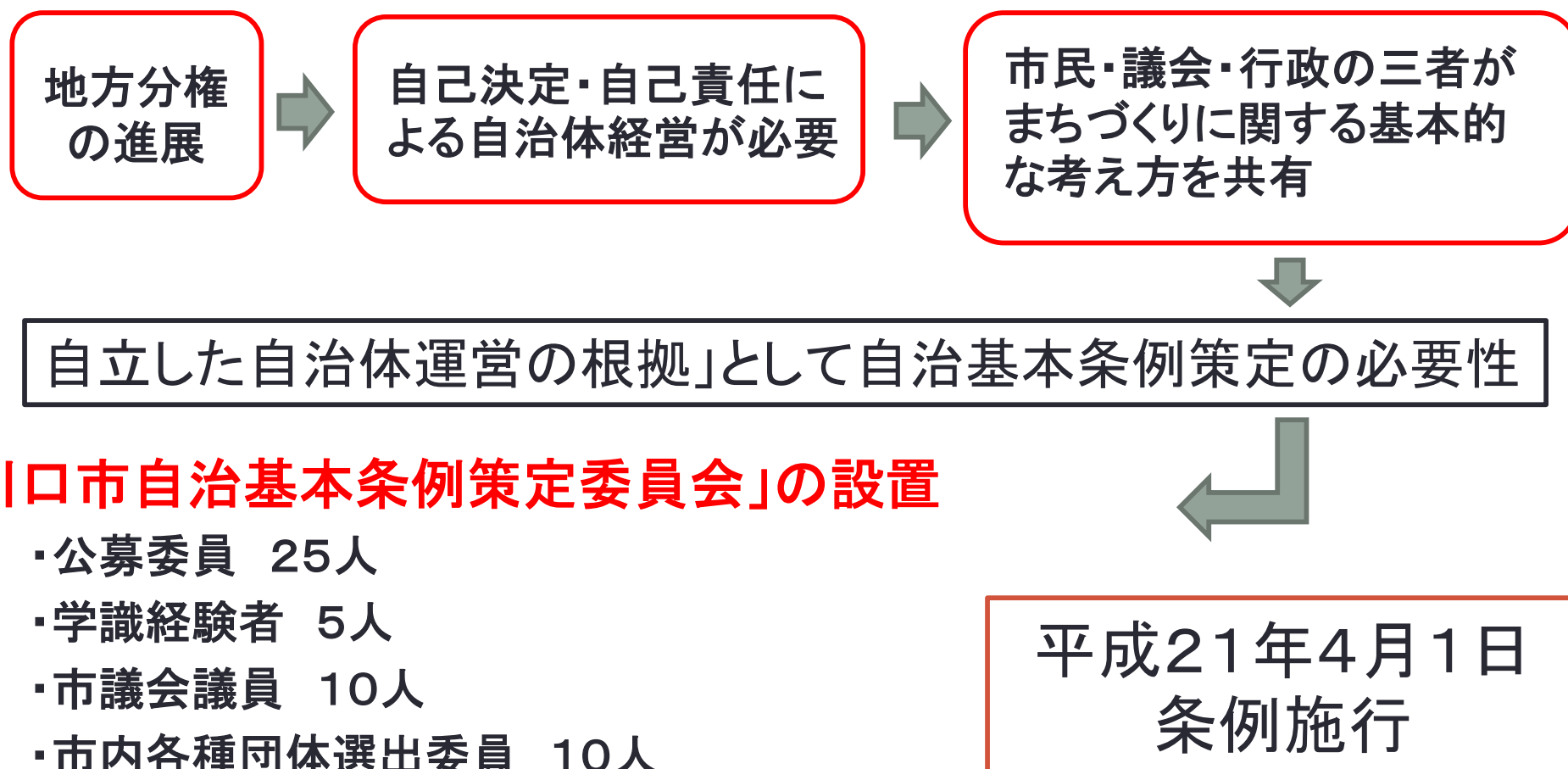
自治基本条例の目的・意義

- 北海道ニセコ町「まちづくり基本条例」平成13年4月1日施行



自治基本条例 策定の背景

- 地方分権一括法の施行(平成12年) ⇒ 地域が自らの意思と責任によって、それぞれの特色を生かしたまちづくりをすることが求められる。




自治基本条例とは

【定義】 自治体運営の基本的なルール、住民の権利、まちづくりの方向性等について規定した、自治体の“憲法”というべき条例

【運用】

- ①地方自治法に定められている事項を、地域（市民、自治体）で改めて明らかにする
- ②今まで明文化されていなかったことを、市民の権利、自治体の責務などとして明らかにする
- ③市民から市への「信託」がより有効に機能するようなルールとする

 各課の事業のどのような点が自治基本条例と関連しているかを常に意識することが重要

川口市自治基本条例の構成

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 市民等(第7条—第10条)

第3章 市政運営

第1節 市政運営の原則(第11条—第14条)

第2節 議会(第15条・第16条)

第3節 行政運営(第17条—第29条)

第4節 市民投票(第30条)

第5節 国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流(第31条)

第4章 最高規範(第32条・第33条)

附則

自治基本条例と各課事業との関連

【参照】

第7条 （市民の市政参加に関する権利）

- 1 意見を表明し、市政に参加する権利
- 2 市政運営に関する情報を知る権利
- 3 公平かつ誠実な使いを受ける権利
- 4 権利行使の制限
- 5 市民参加条例への委任

第11条 （市民の意思の反映） 第12条 （情報の公開及び提供）

第13条 （個人情報保護） 第14条 （公平かつ誠実な市政の運営）

第17条 （市長の役割及び責務） 第19条 （市長その他の執行機関の役割及び責務）

第20条 （附属機関の委員の公募） 第21条 （意思決定手続きの透明化）

自治基本条例の各条文に該当する事業（1～4条はそれぞれ役割を規定）

| 条例 | 主な該当事業・取り組み等 | 主な担当課 | 条例 | 主な該当事業・取り組み等 | 主な担当課 |
|------|---|-----------------------|------|--|--------------|
| 第5条 | 第1項 ・ボランティア見本市 ・ボランティア広場 ・まちはみんなで作るものフォーラム | 協働推進課 | 第17条 | 7条と同様 | |
| | 第2項 ・NPO事業 ・盛人大学 ・市民活動助成事業 | | 第18条 | 25条、26条と同様 | |
| | 第3項 ・川口市協働推進条例 ・川口市協働推進委員会 | 協働推進課 | 第19条 | 第1項 第2項 第3項 7条と同様 | |
| 第6条 | ・地域防災計画 ・災害対策事業 ・総合防災訓練事業 ・防災施設事業 ・水路整備、河川・調整池改修事業 ・消防関係事業 | 防災課 消防局 | 第20条 | (7条と同様) ・川口市市民参加条例 ・川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱 ※定員または総数のいずれか多い方の数に対して、1割以上を公募委員とするよう努力する | 行政管理課 |
| 第7条 | 第1項 | 秘書課 企画経営課 行政管理課 | 第21条 | (7条と同様) ・川口市行政手続条例 申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の手続き | 行政管理課 |
| | 第2項 ・各種パブリックコメントの実施 ・附属機関等の委員の市民公募 ・市長への手紙 | | 第22条 | 25条、26条と同様 | |
| | 第3項 ・情報公開・個人情報保護制度 ・市政情報コーナー | | 第23条 | 第1項 第2項 適正な職員配置及び組織改正等の実施 ・各種研修の実施 階層別研修・専門研修・派遣研修、職場研修、接遇リーダー研修等 | 行政管理課 職員課 |
| | 第4項 | | 第24条 | その他の取り組み 事務改善提案制度、政策課題共同研究研修制度(グループ課題研究制度)、市町村アカデミーへの職員派遣、自治大学校への職員派遣 | |
| | 第5項 ・川口市市民参加条例 | 行政管理課 | 第25条 | 第1項 第2項 ・予算編成・決算・財務諸表作成関係事務等 ・市税関係事務(課税、徴収、特別債権回収等) ・公共施設等総合管理計画 財務書類の公表(公開ホームページ「川口市の財政」で公表) | 財政課 |
| 第8条 | 主な該当事業・取り組み等 | 主な担当課 | 第26条 | 第1項 第2項 ・行政評価運用事業 ・行政改革大綱進行管理事業 ・川口市行政評価外部評価委員会 ・行政改革推進委員会 | 企画経営課 |
| 第9条 | 第1項 ・自治活動・コミュニティ作りの推進 ・町会相談員制度 ・町会・自治会の加入促進に関する協定 | 自治振興課 | 第27条 | 第1項 ・定期的監査 定期監査、現金出納検査、決算審査、基金運用状況の審査、財政健全化審査 ・必要に応じて行う監査 行政監査、随時監査、財政援助団体等監査 ・住民監査請求制度 | 監査委員 事務局 |
| 第10条 | ・川口市地域貢献事業者認定事業 ・住工共生コミュニティ活動支援事業 | 産業振興課 | | 第2項 監査結果の公表(公開ホームページ「監査等の結果」において公表) | |
| 第11条 | 7条と同様 | | 第28条 | 未実施 | |
| 第12条 | 7条と同様 ・広報かわぐちの配布 | | 第29条 | ・公益通報者保護法 ・川口市公益通報者保護法に係る外部通報に関する要綱 ・川口市職員等の内部通報の処理等に関する要綱 | 総務課 |
| 第13条 | 7条と同様 ・川口市個人情報保護条例 | 行政管理課 | | | |
| 第14条 | 7条第3項と同様 | | | | |
| 第15条 | 第1項 | 議会事務局 | | | |
| | 第2項 ・通常議会、特別委員会等の運営 ・議員提案による条例・意見書・決議など | | | | |
| | 第3項 | | | | |
| 第16条 | 第1項 ・傍聴制度やHP、インターネット中継による公開 ・請願・陳情など | 議会事務局 | | | |
| | 第2項 | | | | |

自治基本条例の各条文に該当する事業等 と 個別条例

川口市例規の構成

(各編別条例数)

| | |
|---------------|-----|
| 第1編 総規 | 29 |
| 第2編 議会 | 18 |
| 第3編 行政委員会及び委員 | 32 |
| 第4編 行政組織 | 86 |
| 第5編 事務の執行 | 50 |
| 第6編 人事 | 53 |
| 第7編 給与 | 35 |
| 第8編 財務 | 72 |
| 第9編 教育 | 110 |
| 第10編 福祉 | 96 |
| 第11編 保健 | 73 |
| 第12編 市民生活 | 62 |
| 第13編 環境 | 20 |
| 第14編 産業経済 | 14 |
| 第15編 建設 | 67 |
| 第16編 公営企業 | 66 |
| 第17編 消防 | 62 |
| 第18編 その他 | 6 |

合計 951条例

| 条例 | 主な該当事業・取り組み等 | | 主な担当課 |
|------|--------------|--|--------------|
| | 第1項 | | |
| 第30条 | 第2項 | 川口市市民投票条例 | 企画経営課 |
| | 第3項 | | |
| 第31条 | 第1項 | 埼玉県南4市まちづくり協議会 | 企画経営課 |
| | 第2項 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重した社会づくり ・男女共同参画を進める意識・環境づくり ・国際理解・交流の推進 ・川口市同和对策審議会、同和对策事業、市民相談事業、更生保護活動事業 ・第2次川口市男女共同参画計画、男女共同参画推進事業、男女共同参画市民意識調査事業 ・川口市多文化共生指針、多文化共生推進事業、国際理解教育促進事業、中学生海外派遣補助事業、高校生海外派遣補助事業 | 総務課 協働推進課 |
| 第32条 | 第2項 | <ul style="list-style-type: none"> ・川口市職員倫理条例 ・川口市職員倫理規則 | 職員課 |
| | 第1項 | | |
| 第33条 | 第2項 | 川口市自治基本条例運用推進委員会条例 | 企画経営課 |
| | 第3項 | | |

自治基本条例に基づき策定された条例

- 川口市自治基本条例運用推進委員会条例
（自治基本条例第33条第3項 H21.10.1施行）
- 川口市協働推進条例
（自治基本条例第5条第3項 H24.4.1施行）
- 川口市市民参加条例
（自治基本条例第7条第5項 H24.4.1施行）
- 川口市市民投票条例
（自治基本条例第30条第3項 H25.4.1施行）

自治基本条例運用推進委員会

【第8期答申(令和6年3月26日付 市長に提出)】

● 諮問内容 「自治基本条例の運用状況について」

● 主な審議内容

* 市の取り組みについて

(附属機関の委員の公募状況、女性委員の比率、
パブコメの状況 等)

* 個別事業における市の取り組みについて

(協働推進事業、災害対策事業、環境啓発事業)

● 答申内容

本市の市政運営は自治基本条例の理念に則り適正に運営されており、自治の推進が概ね図られている。

今後の課題（第8期答申書より）

市の様々な取り組みについて、より積極的に情報発信や働きかけ等を進めることにより、市民が**当事者意識**をもって市政にかかわり、“**自分ごと**”としてまちづくりを考える意識が高まるものとする

このことを通じ、自治基本条例の理念に則った、市民と市との協働によるまちづくりがさらに推進されることを期待する

市（行政）が条例を守るのは当然であり、市民がそれをチェックする必要も当然必要だが・・・（当委員会ではなく、他の手段・制度もある）

当委員会の次の段階としては、**市民が自らまちづくりに積極的に参加**するその上で、**市と市民が一緒に課題解決等にも取り組む意識**が求められる